

青森県報

第四千四百号

平成三十年
一月十七日
(水曜日)

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
 - 特定行為業務の登録……………(同) ……一
 - 身体障害者福祉法による指定医の指定医師届書の提出……………(障害福祉課) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……二
- 公 告
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……五
 - 右 同……………(同) ……五

告 示

- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(運転免許課) ……六

青森県告示第三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
有 限 会 社 ユ ア ホ ー ム	北 津 軽 郡 板 柳 町 大 字 掛 落 林 字 前 田 二 六 三	訪 問 看 護	訪 問 看 護 ス テ ィ シ ョ ン ラ イ ラ ッ ク	北 津 軽 郡 板 柳 町 大 字 掛 落 林 字 前 田 二 六 二 の 一
				平 成 三 〇 ・ 一 ・ 二

青森県告示第三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの 種類	介護予 防サ ビス事業を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
有 限 会 社 ユ ア ホ ー ム	北 津 軽 郡 板 柳 町 大 字 掛 落 林 字 前 田 二 六 三	訪 問 看 護	訪 問 看 護 ス テ ィ シ ョ ン ラ イ ラ ッ ク	北 津 軽 郡 板 柳 町 大 字 掛 落 林 字 前 田 二 六 二 の 一
				平 成 三 〇 ・ 一 ・ 二

青森県告示第三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	011001 2019 2019	登録年月日	平成 30年 1月 17日	氏名又は 名称	一般財団 法人黎明 郷	住所	弘前市大 前二丁目 一丁目	事業 名称	介護老人 保健施設 つがる	所在地	青森市 平川町 向川添三 〇	業務開始 年月日	平成 30年 1月 17日	備考	介護老人 保健施設
------	------------------------	-------	------------------------	------------	-------------------	----	---------------------	----------	---------------------	-----	-------------------------	-------------	------------------------	----	--------------

青森県告示第三十三号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により公示する。

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間				変更 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	下北郡東通村大字白糠字赤平一七八の三から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上二九の三二二まで	下北郡東通村大字白糠字浜通一四三の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	一七・三〇メートルから 一七・九〇メートルまで	二、一六九・八〇メートル		
			下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	二六・四〇メートルから 二六・七〇メートルまで	一、〇八四・六〇メートル		
			下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	五二・二〇メートルから 五二・六〇メートルまで	一、九五四・二五メートル		
			下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	八・六〇メートルから 八・二〇メートルまで	一、九五四・二五メートル		
			下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	五二・二〇メートルから 五二・六〇メートルまで	一、九五四・二五メートル		

青森県告示第三十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	舟生 富壽	勤務する 病院等	公益財団法人鷹揚郷 腎研究所弘前病院	診療科目	泌尿器科（じん 臓機能障害）	指定辞退 年月日	平成 30年 1月 17日
名	勤務する 病院等	所在地	弘前市大字小 沢字山崎九〇	診療科目	泌尿器科（じん 臓機能障害）	指定辞退 年月日	平成 30年 1月 17日

青森県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
二級河川堤川水系合子沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成三十年一月十七日
- 三 廃川敷地等の位置
青森市大字横内字亀井九二の三地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
宅地 二七・四七平方メートル

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年六月二十三日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成27年において、生産量が2.2万トンで全国第5位、生産額が5.2億円で全国第7位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千9百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理を必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	(注1)
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	(注1)
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	(注1)

(注1) すけとうだら、まさば及びごまさば、並びにするめいかの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理を必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】
小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可獲数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】
定置網漁業(底健網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
定置網漁業(底健網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
定置網漁業(底健網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】
定置網漁業(底健網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項
平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがわい 1種漁業)	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の日まで 青森県地先水面	平成30年5月1日から平成30年6月30日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業 (かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海平成30年5月1日か道函館市恵山碑灯台中心点から平成30年6月30心点を結んだ線以東の日まで 青森県他先水面	平成30年5月1日か平成30年6月30日まで	194

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のことをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】
太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大澤左官店

二 氏名 大澤培男

三 主たる営業所の所在地 平川市新館藤山六二の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第二〇〇五二〇号

五 取消年月日 平成二十九年十二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 太平商工

二 氏名 工藤良子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字石川一〇五の四

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第二〇〇四六〇号
 五 取消年月日 平成二十九年十二月二十五日
 六 取消しに係る建設業の許可
 管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県警察本部長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るもの、更新時講習業務に係るもの、指定自動車教習所職員講習委託業務に係るもの並びに停止処分者講習業務に係るもの及び違反者講習業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県警察本部長 住友 一 仁

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人その他の者（免許関係事務業務に係るものについては、法人に限る。）であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (一) 政令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

く。）

- (二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 (三) 政令第六十七條の四第二項各号（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

- (一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)における自己資本額(法人にあっては純資産の部の合計額とし、個人にあっては次年度繰越純資本金額(元入金と事業主貸借の清算の合計)とする。)

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十三条第七項に規定する事業主にあっては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあっては審査基準日における障害者(同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO 9001・14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成三十年一月十七日から同月三十一日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書

(様式第一号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書(法人の場合)又は営業証明書(個人の場合)の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの)

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人の場合 青色申告決算書等

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)の原本

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)

イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税に係るもの

(五) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し

(六) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(七) 障害者雇用状況報告書の写し

(八) ISO 認証取得登録証の写し

(九) 役員等一覧表(様式第三号)

(十) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(十)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十三年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を休業するとき又は廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を提出するものとする。

ただし、1から4に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

- 1 商号又は名称
- 2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 3 法人にあつては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名
- 4 個人にあつては、その者の氏名
- 5 電話番号又はファクシミリの番号
- 6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(免許関係事務業務、更新時講習業務、停止処分者講習業務、違反者講習業務及び指定自動車教習所職員講習委託業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第2号 (その1)

経 営 規 模 等 総 括 表

区 分	新規	・	継続	審査値	格 付
区分	役割の提供				

フリガナ 商号又は 住所又は 主たる営業 の所在地	代表者 氏名	電 話 番 号 F A X 番 号
本申請の 担当者	部署名 担当姓名	F A X 番 号 電 話 番 号
希望する 業務 希望する 種 業	役割の提供	

平均生 産額 又は 販売 額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額 (①+②)/2	役 務
	純資産合計 (次年度繰越純資本金額)			
自 己 資 本 額	技術関係職員 事務関係職員		そ の 他	計
	人	人	人	人
職 員 数	流動資産 ()		× 1 0 0 =	%
	流動負債 ()			
経 営 比 率	創 業 日	現組織変更日	営業中断期間	通 算 年 数
	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年
営 業 年 数	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成		有	無
	有		無	人
障 害 者 雇 用 状 況	ISO9001又はISO14001		有	無
	有		無	人

(注) 本件の欄は、記入しないください。

様式第2号 (その2)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

商号又は名称

1	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
2	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
3	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
4	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
5	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
6	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
7	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
8	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
9	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
10	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

